

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに  
公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福 田 富 一

## 栃木県条例第十九号

### 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

#### 目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員に関する基準（第六条―第八条）

第三節 設備に関する基準（第九条・第十条）

第四節 運営に関する基準（第十一条―第四十五条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十六条―第五十条）

#### 第三章 療養介護

第一節 基本方針（第五十一条）

第二節 人員に関する基準（第五十二条・第五十三条）

第三節 設備に関する基準（第五十四条）

第四節 運営に関する基準（第五十五条―第七十九条）

#### 第四章 生活介護

第一節 基本方針（第八十条）

第二節 人員に関する基準（第八十一条―第八十三条）

第三節 設備に関する基準（第八十四条）

第四節 運営に関する基準（第八十五条―第九十六条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十七条―第九十九条）

#### 第五章 短期入所

第一節 基本方針（第一百条）

第二節 人員に関する基準（第一百一条・第一百二条）

第三節 設備に関する基準（第一百三条）

第四節 運営に関する基準（第一百四条―第一百一十一条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百二十二条・第百十三条）

第六章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針（第百十四条）

第二節 人員に関する基準（第百十五条・第百十六条）

第三節 設備に関する基準（第百十七条）

第四節 運営に関する基準（第百十八条―第百二十四条）

第七章 共同生活介護

第一節 基本方針（第百二十五条）

第二節 人員に関する基準（第百二十六条・第百二十七条）

第三節 設備に関する基準（第百二十八条）

第四節 運営に関する基準（第百二十九条―第百四十二条）

第八章 自立訓練（機能訓練）

第一節 基本方針（第百四十三条）

第二節 人員に関する基準（第百四十四条・第百四十五条）

第三節 設備に関する基準（第百四十六条）

第四節 運営に関する基準（第百四十七条―第百五十条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百五十一条・第百五十二条）

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 基本方針（第百五十三条）

第二節 人員に関する基準（第百五十四条・第百五十五条）

第三節 設備に関する基準（第百五十六条）

第四節 運営に関する基準（第百五十七条―第百六十条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十一条・第百六十二条）

第十章 就労移行支援

第一節 基本方針（第百六十三条）

第二節 人員に関する基準（第百六十四条―第百六十六条）

第三節 設備に関する基準（第百六十七条）

第四節 運営に関する基準（第百六十八条―第百七十二条）

第十一章 就労継続支援A型

第一節 基本方針（第百七十三条）

第二節 人員に関する基準（第百七十四条・第百七十五条）

第三節 設備に関する基準（第百七十六条）

第四節 運営に関する基準（第百七十七条―第百八十五条）

第十二章 就労継続支援B型

第一節 基本方針（第百八十六条）

第二節 人員に関する基準（第八十七条）

第三節 設備に関する基準（第八十八条）

第四節 運営に関する基準（第八十九条・第九十条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十一条―第九十四条）

第十三章 共同生活援助

第一節 基本方針（第九十五条）

第二節 人員に関する基準（第九十六条・第九十七条）

第三節 設備に関する基準（第九十八条）

第四節 運営に関する基準（第九十九条―第二百一条）

第十四章 多機能型に関する特例（第二百二条・第二百三条）

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百四条・第二百五条）

第十六章 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例（第

二百六条―第二百十条）

第十七章 雑則（第二百十一条）

附則

## 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額と法第七十条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（指定障害福祉サービス事業者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項にお

いて準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額との合計額をいう。

四 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について介護給付費若しくは訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者（法第九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。

五 常勤換算方法 事業所の従業者の延べ勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

六 多機能型 第八十条に規定する指定生活介護の事業、第四百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第五百五十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第六百六十三条に規定する指定就労移行支援の事業、第七百七十三条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第八百八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準条例第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

**第三条** 指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章及び第七章から第十三章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(法第三十六条第三項第一号の条例で定める者)

**第四条** 法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定(その変更及び更新を含む。)の申請については、この限りでない。

## 第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

### 第一節 基本方針

**第五条** 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第六条** 指定居宅介護の事業を行う者(以下「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護

の提供に当たる者として知事が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模。以下この条において同じ。）に応じて、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。

3 事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

（管理者）

**第七条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定居宅介護事業所他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

**第八条** 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

**第九条** 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（準用）

**第十条** 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

### 第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

**第十一条** 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等から指定居宅介護の利用の申込みがあつたときは、当該支給決定障害者等に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者等に対し、第三十三条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該支給決定障害者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、当該指定居宅介護の提供の開始について、当該支給決定障害者等の同意を得な

ければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の記載等）

**第十二条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項の変更について準用する。

（提供拒否の禁止）

**第十三条** 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

**第十四条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第十五条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用の申込みがあった場合において、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、当該利用の申込みをした者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めるときは、速やかに、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格の確認）

**第十六条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用の申込みがあった場合は、受給者証により、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

**第十七条** 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行わな

ればならない。

(心身の状況等の把握)

**第十八条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第十九条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第二十条** 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第二十一条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、その都度、当該指定居宅介護の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定居宅介護を提供したことについて、当該支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第二十二条** 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該支給決定障害者等に対し、当該金銭の用途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならぬ。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

**第二十三条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、当該支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けらるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項に定めるもののほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、当該支給決定障害者



等から当該指定居宅介護に係る交通費の額の支払を受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者等に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第二十四条** 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合であつて、当該支給決定障害者等の依頼を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から法第二十九条第三項（法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

**第二十五条** 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、当該支給決定障害者等に当該介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第二十三条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

**第二十六条** 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

**第二十七条** 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明すること。

三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行うこと。

四 常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

**第二十八条** サービス提供責任者(第六条第二項のサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を定めた居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の規定により居宅介護計画を作成した際は、当該利用者又はその同居の家族に対し、当該居宅介護計画の内容について説明するとともに、当該居宅介護計画を記載した書面を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第一項の規定により居宅介護計画を作成した後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

**第二十九条** 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

**第三十条** 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っている時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

**第三十一条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が、偽りその他不正な行為により介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

**第三十二条** 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十八条に規定する業務のほか、当該指定居宅介護事業所に対

する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

**第三十三条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十七条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
  - 五 通常の事業の実施地域
  - 六 緊急時等における対応方法
  - 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
  - 八 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 九 その他運営に関する重要事項
- (介護等の総合的な提供)

**第三十四条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ及び食事等の介護又は調理、洗濯及び掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

**第三十五条** 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、その従業者により指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第三十六条** 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

**第三十七条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該指定居宅介護を利用しようとする者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

**第三十八条** 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、書面により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第三十九条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用をしようとする者が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第四十条** 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者（以下この条において「一般相談支援事業者等」という。）が利用者又はその家族に当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、当該一般相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者等に利用者又はその家族を紹介することの対償として、当該一般相談支援事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

**第四十一条** 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情（以下この条において「苦情」という。）に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び苦情に関し知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により知事若しくは市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、市町村、知事又は市町村長から求めがあつた場合には、前三項の改善の内容を当該市町村、知事又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

**第四十二条** 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合、県、市町村、当該利用者との家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

**第四十三条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第四十四条** 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

**第四十五条** 第十一条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第八条において準用する第六条第二項」と、第三十四条中「又は調理、洗濯、掃除等の家

事」とあるのは「若しくは調理、洗濯、掃除等の家事又は外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第十一条から第三十三条まで及び第三十五条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第八条において準用する第六条第二項」と読み替えるものとする。

#### 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

**第四十六条** 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として知事が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

2 山間のへき地その他の地域で知事が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

**第四十七条** 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該基準該当居宅介護事業所他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

**第四十八条** 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

**第四十九条** 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該居宅介護に係る利用者が、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに、住所を有する場合

二 当該居宅介護が第四十六条第三項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定により従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条第一項において準用する第二十八条第三項の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

**第五十条** 第五条第一項及び前節(第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十九条、第三十四条及び第四十五条を除く。次項において同じ。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

2 第五条(第一項を除く。)、前節及び第四十六条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

### 第三章 療養介護

#### 第一節 基本方針

**第五十一条** 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)第二条の二に規定する者に対し、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

**第五十二条** 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準により算定した員数以上

二 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が常勤換算方法で利用者の数を二で除した数以上置かれている指

定療養介護の単位については、その置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を、生活支援員の数に含めることができるものとする。

四 サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者（同項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第三号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十六号。以下「指定入所施設基準条例」という。）第五十三条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の設置者である場合であつて、指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもつて、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

**第五十三条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、管



理者を、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

**第五十四条** 指定療養介護事業所は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づき病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第五十四条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第四節 運営に関する基準

（入退所の記録の記載等）

**第五十五条** 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項の変更について準用する。  
（サービスの提供の記録）

**第五十六条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定療養介護を提供したことについて、当該支給決定障害者の確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

**第五十七条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、当該支給決定障害者から、当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び法第七十条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができ

る。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第五十八条** 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額と法第七十条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額との合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、当該合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

**第五十九条** 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費又は療養介護医療費の支給を受けた場合は、当該支給決定障害者に当該介護給付費又は療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第五十七条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

**第六十条** 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状態等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければ

ばならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

**第六十一条** 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に、指定療養介護に係る個別支援計画（以下「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、前項に規定する療養介護計画の作成（以下「療養介護計画の作成」という。）に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等の評価を通じて、適切な方法により、当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討しなければならない。

3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を定めた療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、療養介護計画の原案には、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて定めるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し第四項の療養介護計画の原案の内容について説明し、書面により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした際には、当該利用者に対し当該療養介護計画を記載した書面を交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした後、当該療養介護計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

**第六十二条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の申込みの際し、当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外の事業所等における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

**第六十三条** 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

**第六十四条** 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第六十五条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

**第六十六条** 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族と

の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

**第六十七条** 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っている時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、他の専門医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

**第六十八条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由がなく指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたとき認められるとき。

二 偽りその他不正な行為により介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

**第六十九条** 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

(運営規程)

**第七十条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第七十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 サービスの利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第七十一条** 指定療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、その従業者により指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第七十二条** 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第七十三条** 指定療養介護事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定療養介護事業所の周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を従業者、利用者等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(衛生管理等)

**第七十四条** 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

**第七十五条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該指定療養介護を利用しようとする者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第七十六条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

**第七十七条** 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

**第七十八条** 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 療養介護計画に係る記録
- 二 第五十六条第一項に規定するサービスの提供の記録
- 三 第六十八条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第七十六条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(準用)

**第七十九条** 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第三十八條、第三十九條第一項及び第四十条から第四十二条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第七十条」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十七條第一項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 生活介護

##### 第一節 基本方針

**第八十条** 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の四に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### 第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

**第八十一条** 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）  
作業療法士及び生活支援員 次に定める数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対し日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合において、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第八十二条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。



2 前項の場合において、指定生活介護事業者は、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する常勤の従業者（サービス管理責任者を除く。）を、それぞれ一人以上置かなければならない。

（準用）

**第八十三条** 第五十三条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第八十四条** 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室 次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第四節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

**第八十五条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 創作的活動に係る材料費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定生活介護事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定生活介護事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならぬ。

6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号に掲げる費用の支払に係る取扱いについては、知事が定めるところによるものとする。

#### (介護)

**第八十六条** 介護は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常に一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### (生産活動)

**第八十七条** 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備、消火設備等の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を適切に講じなければならない。

#### (工賃の支払)

**第八十八条** 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

#### (食事)

**第八十九条** 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無(当該提供

を行う場合にあっては、その内容及び費用に関する事項を含む。）について説明し、その同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮して適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

**第九十条** 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

**第九十一条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由がなく指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為により介護給付費又は特例介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

**第九十二条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第九十五条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

**第九十三条** 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はま\nん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

**第九十四条** 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

**第九十五条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、前条の協力医療機関その他の当該指定生活介護を利用しようとする者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(準用)

**第九十六条** 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条から第七十八条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十二条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十五条第二項」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第九十六条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十六条」と読み替えるものとする。

#### 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

**第九十七条** 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第二百六条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

**第九十八条** 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十五人以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされ

る通いサービスを受ける障害者の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）が登録定員の二分の一から十五人までの範囲内であること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号の居間及び食堂をいう。）が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第九十九条** 第八十五条（第一項を除く。）の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

## 第五章 短期入所

### 第一節 基本方針

**第一百条** 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第一百一条** 法第五条第八項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及びその併設事業所に置くべき従業者の総数は、次のとおりとする。

一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるもの）に限り、次号に規定する指定共同生活介護事業者等を除く。以下「入所施設等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上

二 第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第五百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以

下「指定共同生活介護事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と第二百五条に規定する指定共同生活介護、第五百十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第九十五条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）とを同時に提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一人以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一人に、当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いて指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 入所施設等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数と空床利用型事業所の利用者との数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上

二 指定共同生活介護事業者等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と指定共同生活介護等とを同時に提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数との合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一人以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一人に、当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所、第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第一百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百五十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第七十四条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）若しくは第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定生活介護、第二百二十五条に規定する指定共同生活介護、第四百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第五百五十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第七十三条に規定する指定就労継続支援A型、第八十六条に規定する指定就労継続支援B型若しくは第九十五条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援を提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該単独型事業所の利用者との数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間帯以外の時間帯 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

- (1) 当該日の利用者の数が六以下 一人以上
  - (2) 当該日の利用者の数が七以上 一人に、当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上の端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 二 指定生活介護事業所等以外の事業所において指定短期入所の事業を行う場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- イ 当該日の利用者の数が六以下 一人以上
- ロ 当該日の利用者の数が七以上 一人に、当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

（準用）

**第二百二条** 第七条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第二百三条** 指定短期入所事業所は、指定短期入所の提供に当たっては、併設事業所又は法第五条第八項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居



室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第五条第八項に規定する施設（以下「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、法第五条第八項に規定する施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、八平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂 次のとおりとすること。

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所 次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所 次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

#### 第四節 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

**第四百条** 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となった利用者に対し、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

**第二百五条** 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等の受給者証のうち指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

**第二百六条** 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、当該支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けらるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者等から、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 指定短期入所事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定短期入所事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者等に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号及び第二号に掲げる費用の支払に係る取扱いについては、知事が定めるところによるものとする。

(指定短期入所の取扱方針)

**第二百七条** 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

**第八八条** 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定短期入所事業者は、利用者に対し、その利用に係る支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、当該依頼に係る利用者に対し食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

**第九九条** 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（空床利用型事業所にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 サービスの利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

**第一百十條** 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対し、同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 併設事業所 利用定員又は居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 空床利用型事業所 当該空床利用型事業所に係る法第五条第八項に規定する施設の利用定員（第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第三十四条第一項に規定

する共同生活同居をいう。以下同じ。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができるとする設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)又は居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所 利用定員又は居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

**第百十一条** 第十一条、第十三条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十八条から第四十四条まで、第六十三条、第六十九条、第七十一条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、第九十条及び第九十三条から第九十五条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第六十六条第二項」と読み替えるものとする。

**第五節** 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

**第百十二条** 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数との合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。)が通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内であること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第百十三条** 第六十六条(第一項を除く。)の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

## 第六章 重度障害者等包括支援

### 第一節 基本方針

**第百十四條** 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつてその介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第百十五條** 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百十八条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を一人以上置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者（以下この章において「サービス提供責任者」という。）は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものでなければならない。

4 サービス提供責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。  
（準用）

**第百十六條** 第七条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第百十七條** 第九条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

### 第四節 運営に関する基準

（実施主体）

**第百十八條** 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

（事業所の体制）

**第百十九條** 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医

を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

**第二百十条** 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。以下この項において同じ。）を提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又はその委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十一号）又は障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十四号）に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する、指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。以下この項において同じ。）を提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又はその委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

**第二百十一条** 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

**第二百十二条** サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として具体的なサービスの内容等を定めた重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の規定によりサービス利用計画を作成するに当たっては、サービス担当者会議（当該サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に定めた障害福祉サービスの担当者（以下この項において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該担当者に

対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、第一項の規定によりサービス利用計画を作成した際は、当該利用者又はその同居の家族に対し、当該サービス利用計画の内容について説明するとともに、当該サービス利用計画を記載した書面を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、第一項の規定によりサービス利用計画を作成した後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項のサービス利用計画の変更について準用する。

#### (運営規程)

**第二百二十三條** 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めおかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする利用者
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

#### (準用)

**第二百二十四條** 第十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十六条から第四十四条まで及び第六十九条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは、「第二百二十三条」と読み替えるものとする。

### 第七章 共同生活介護

#### 第一節 基本方針

**第二百二十五條** 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

**第二百二十六条** 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上

イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が三十以下 一人以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一人に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

**第二百二十七条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

**第三節** 設備に関する基準

**第二百二十八条** 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるよ



うにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

5 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

#### 第四節 運営に関する基準

##### （入退居）

**第二百二十九条** 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。以下この条において同じ。）に対し提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用の申込みに際しては、当該利用の申込みをした者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

##### （入退居の記録の記載等）

**第三百十条** 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の場合において、指定共同生活介護事業者は、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。

##### （利用者負担額等の受領）

**第三百十一条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、当該支給決定

障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービス内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

**第三百三十二条** 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合であつて、当該支給決定障害者の依頼を受け

たときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

い。  
(指定共同生活介護の取扱方針)

**第百三十三条** 指定共同生活介護事業者は、第百四十二条において準用する第六十一条第一項に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対し指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

**第百三十四条** サービス管理責任者は、第百四十二条において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の申込みの際し、当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外の事業所等における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

**第百三十五条** 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者とは従業員とが共同で行うよう努めなければならぬ。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業員以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第三百三十六条** 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第三百三十七条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活介護の内容及びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第三百三十八条** 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活介護を提供できるように、指定共同生活介護事業所ごとに、その従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、その従業員により指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮又は命令を確実にすることができるときは、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援

員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### (支援体制の確保)

**第三百三十九条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

**第四百十条** 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居若しくはユニットの入居定員又は居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (協力医療機関等)

**第四百十一条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

#### (準用)

**第四百十二条** 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条及び第九十五条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第三十七条」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第三十一条第二項」と、第七十八条第二項第三号中「第六十八条」とあるのは「第四百十二条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百十二条」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第四百一条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

### 第八章 自立訓練（機能訓練）

#### 第一節 基本方針

**第四百十三条** 自立訓練（機能訓練）（省令第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第一号に規定する者に対し、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効

果的に行うものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

**第四百十四条** 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

ニ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

二 サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居室の訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第一号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

**第四百四十五条** 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第四百四十六条** 第八十四条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

### 第四節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

**第四百四十七条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号に掲げる費用の支払に係る取扱いについては、知事が定めるところによるものとする。

（訓練）

**第四百四十八条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者がその有する能力を活用することにより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常に一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

らない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

**第四百九十九条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携して、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

**第五百十条** 第十一条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで及び第八十九條から第九十五條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第五百十条において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十七條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第四百四十七條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第五百十条において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第五百十条において準用する第九十一條」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第五百十条」と読み替えるものとする。

**第五節** 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

**第五百十一条** 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六條に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介



護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第五十二条** 第四百七十七条（第一項を除く。）の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

## 第九章 自立訓練（生活訓練）

### 第一節 基本方針

**第五十三条** 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第二号に規定する者に対し、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

**第五十四条** 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数との合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一人以上

三 サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生

活訓練）事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一人以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、当該指定自立支援訓練（生活訓練）事業所ごとに、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

**第二百五十五条** 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第二百五十六条** 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練・作業室 次のとおりとすること。
- イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項の訓練・

作業室を設けないことができる。

一 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。

5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四節 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

**第二百五十七条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、その都度、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際しては、指定自立訓練（生活訓練）を提供したことに ついて、当該支給決定障害者の確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

**第二百五十八条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。第三号において同じ。）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

7 前各項に定めるもののほか、第三項第一号及び第四項第一号から第三号までに掲げる費用の支払に係る取扱いについては、知事が定めるところによるものとする。

（記録の整備）

**第百五十九条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第六十一条第一項に規定する自立訓練（生活訓練）計画に係る記録

二 第百五十七条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

三 次条において準用する第九十一条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第七十六条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

（準用）

**第百六十条** 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、

第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十五条まで、第三百二十二条、第四百八条及び第四百九条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第六十条において準用する第九十二条」と、第二十二条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第五百五十八条第一項から第四項まで」と、第二十四条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第五百五十八条第二項」と、第六十一条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三百二十二条第一項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限り、）」と、同条第二項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者であつて、）」と読み替えるものとする。

#### 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

**第六十一条** 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第六十二条** 第四百七条（第一項を除く。）の規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

#### 第十章 就労移行支援

## 第一節 基本方針

**第六十三條** 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の九に規定する者に対し、省令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

**第六十四條** 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。  
（認定指定就労移行支援事業所の従業者及びその員数）

**第六十五條** 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に基づく学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従

業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項に規定する認定指定就労移行支援事業所の従業者について準用する。

(準用)

**第百六十六条** 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定就労移行支援の事業（認定指定就労移行支援事業所において行うものを除く。）について準用する。

2 第五十三条の規定は、指定就労移行支援の事業（認定指定就労移行支援事業所において行うものに限る。）について準用する。

**第三節 設備に関する基準**

**第百六十七条** 第八十四条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所にあつては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づき学校又は養成施設として必要とされる設備を有すること足りるものとする。

**第四節 運営に関する基準**

(実習の実施)

**第百六十八条** 指定就労移行支援事業者は、利用者が第百七十二条において準用する第六十一条第一項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第百六十九条** 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が

行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第七十条** 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

**第七十一条** 指定就労移行支援事業者は、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(準用)

**第七十二条** 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十七条から第九十五条まで、第三百三十二条、第四百四十七条及び第四百四十八条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十二条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十七条第一項」と、第二十四条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者を除く。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十七条第二項」と、第六十一条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第三百三十二条第一項中「支給決定障害者（」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限り、）」と、同条第二項中「支給決定障害者（）」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者であつて、）」と読み替えるものとする。

## 第十一章 就労継続支援A型

### 第一節 基本方針

**第七十三条** 省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。



## 第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

**第七十四条** 指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援A型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上とする。

二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

**第七十五条** 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

## 第三節 設備に関する基準

**第七十六条** 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、指定就労継続支援A型の提供に支障がない場合は、訓練・作業室を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室 次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第一項の相談室、多目的室その他運営上必要な設備は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。

- 4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (実施主体)

**第七十七條** 指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法人その他専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

##### (雇用契約の締結等)

**第七十八條** 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。ただし、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）が省令第六条の十第二号に規定する者に対し指定就労継続支援A型を提供する場合は、この限りでない。

##### (就労)

**第七十九條** 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

##### (賃金及び工賃)

**第八十條** 指定就労継続支援A型事業者は、第七十八条本文の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、第七十八条ただし書に規定する場合には、当該利用者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

- 3 前項の工賃の一月当たりの平均額は、三千円を下回ってはならない。

- 4 指定就労継続支援A型事業者は、第二項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、同項の工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

##### (実習の実施)

**第八十一條** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十五条において準用する第六十一条第一項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第八十二条** 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

**第八十三条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

**第八十四条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十以上二十以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十一以上三十以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

**第八十五条** 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十九条から第九十五条まで、第四百七条、第四百八条及び第七十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第八十五条において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第九十二条」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第四百七条第二項」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第八十五条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。

## 第十二章 就労継続支援B型

### 第一節 基本方針

**第八十六条** 省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

### 第二節 人員に関する基準

**第八十七条** 第五十三条、第八十二条及び第七十四条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第八十八条** 第七十六条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

### 第四節 運営に関する基準

#### （工賃の支払等）

**第八十九条** 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の工賃の一月当たりの平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千元を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、毎年度、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度における工賃の平均額について、利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

#### （準用）

**第九十条** 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十七条、第八十九条から第九十五条まで、第四十七条、第四十八条及び第八十一条から第八十三条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十条において準用する第九十二条」と、第十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第四十七条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第九十条において準用する第四十七条第二項」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは

「第九十条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九十条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十条」と読み替えるものとする。

**第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**  
(実施主体等)

**第九十一条** 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項第四号に規定する授産施設又は社会福祉法第二条第二項第七号に規定する授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十号）第三十条各号に掲げる職員のうち一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、生活保護法又は社会福祉法に基づき授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

**第九十二条** 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(工賃の支払)

**第九十三条** 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなけ

ればならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

**第百九十四条** 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条第二項、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、第七十一條、第七十三條、第七十六條から第七十八條まで、第八十七條、第九十條、第九十一條、第九十三條から第九十五條まで、第百四十七條（第一項を除く。）、第百四十八條、第百八十一條から第百八十三條まで及び第百八十六條の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十四條において準用する第百四十七條第二項及び第三項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百九十四條において準用する第百四十七條第二項」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第百九十四條第二項」と、第十四條において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第百九十四條において準用する第九十一條」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第百九十四條」と読み替えるものとする。

### 第十三章 共同生活援助

#### 第一節 基本方針

**第百九十五条** 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

**第百九十六条** 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上

二 サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が三十以下 一人以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一人に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第九十七条** 第二十七条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

**第三節** 設備に関する基準

**第九十八条** 第二十八条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

**第四節** 運営に関する基準

(家事等)

**第九十九条** 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

**第二百条** 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供できるように、指定共同生活援助事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、その従業者により指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

**第二百一条** 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十二条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第九十九条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条及び第三十九条から第四十一条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百一条において準用する第三百三十七条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条において準用

する第三十一条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第三百三十一条第二項」と、第七十八条第二項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条において準用する第四百四十一条第一項の協力医療機関及び第二百一条において準用する第四百四十一条第二項の協力歯科医療機関」と、第三百三十三条第一項及び第三百三十四条第一項中「第四百四十二条」とあるのは「第二百一条」と読み替えるものとする。

#### 第十四章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

**第二百二条** 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所若しくは指定就労継続支援B型事業所又は指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六十三条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）（以下「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が二十人未満である場合は、第八十一条第六項、第四百四十四条第六項及び第七項、第五百四十四条第六項、第六百六十四条第四項及び第五項並びに第七百七十四条第四項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、常勤としなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第八十一条第三号及び第七項、第四百四十四条第一項第二号及び第八項、第五百五十四条第一項第三号及び第七項、第六百六十四条第一項第三号及び第六項並びに第七百七十四条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち知事が定めるものの数、一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。

一 利用者の数の合計が六十以下 一人以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一人に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

(設備に関する特例)

**第二百三条** 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機



能型事業所の設備について、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼ねることができる。

**第十五章** 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例  
(従業者の員数に関する特例)

**第二百四条** 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所等」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第二百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第九十六条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、次に定める数

イ 利用者の数の合計が三十以下 一人以上

ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一人に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

**第二百五条** 一体型指定共同生活介護事業所等においては、当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計及び入居定員の合計を当該指定共同生活介護事業所又は当該指定共同生活援助事業所の利用者の数及び入居定員とみなして、第二百二十八条（第九十八条において準用する場合を含む。）及び第四百十条（第二百一条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

**第十六章** 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例  
(山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

**第二百六条** 山間のへき地その他の地域で知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて、生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）、又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基

準該当障害福祉サービス事業者」という。)が、当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関し満たすべき基準は、この章に定めるところによる。

(従業者及びその員数)

**第二百七条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医師(特定基準該当生活介護を提供する事業所である場合に限る。) 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護職員(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所である場合に限る。) 一人以上

三 理学療法士又は作業療法士(特定基準該当生活介護を提供する事業所のうち利用者に対し日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行うもの又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所である場合に限る。) 一人以上

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数とロに掲げる利用者の数を十で除して得た数との合計数以上

イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

五 職業指導員(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所である場合に限る。) 一人以上

六 サービス管理責任者 一人以上

2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項第四号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。(管理者)

**第二百八条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(利用定員)

**第二百九条** 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、十人以上とする。(準用)

**第二百十条** 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十五条第二項、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十二条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十八条、第八十四条、第九十二条（第十号を除く。）及び第九十五条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十二条」と、第十七条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十二条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十五条第二項及び第三項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十七条第二項及び第三項並びに第二百十条第四項において準用する第五百十八条第二項及び第三項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十五条第二項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十七条第二項並びに第二百十条第四項において準用する第五百十八条第二項」と、第三十八条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第六十一条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百十条第一項」と、第九十五条中「前条」とあるのは「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十条、第八十五条（第一項を除く。）、第八十六条（第五項を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条及び第九十四条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

3 第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条、第四百四十三条、第四百四十七条（第一項を除く。）、第四百四十八条（第三項を除く。）及び第四百四十九条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

4 第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第

九十四条、第四百八十八条（第三項を除く。）、第四百九十九条第二項、第五百五十三条及び第五百五十八条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

5 第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条、第四百四十七条（第一項を除く。）、第四百四十八条（第三項を除く。）、第四百八十一条から第四百八十三条まで、第四百八十六条及び第四百八十九条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第四百八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第二百十条第一項」と読み替えるものとする。

## 第十七章 雑則

（規則への委任）

**第二百十一条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附則

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）

**第二条** 指定共同生活援助事業者（平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第二百二十八条第一項（第九十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

（平成十八年九月三十日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

**第三条** 指定共同生活援助事業者が平成十八年九月三十日において現に存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合における当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第二百二十八条第六項及び第七項（これらの規定を第九十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十六号）第百

九条第二項及び第三項に定めるところによることができる。

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

**第四条** 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第三百三十五条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第三百二十五条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。  
二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

3 前二項の場合において、第二百二十六条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第四条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。  
(平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する

特例)

**第五条** 当分の間、平成十八年九月三十日において現に存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)(第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。)(第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。))、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一条の八に規定する知的障害者通勤療のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤療」という。))若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に規定する精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変

更をしたものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等についての第二百二十八条(第九十八条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第二百二十八条第六項中「十人」とあるのは、「三十人」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(知事が定めるものを除く。)を除き、適用しない。(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

**第六条** 精神障害者生活訓練施設及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業についての第五十六条第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。))第一条第一号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。)については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設(同条の規定の適用を受けるものに限る。)及び指定知的障害者通勤寮については「四人以下」と、同項第一号ロ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者一人当たりの床面積」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設については「四・四平方メートル」と、指定知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

2 整備省令第一条第三号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮についての第五百五十六条第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号ロ中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

**第七条** 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、旧精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。))若しくは指定知的障害者通勤寮(それぞれ、平成十八年九月三十日において基本的な設備が完成しているものを含

み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五十四条第一項、第八十四条第一項（第四百四十六条及び第六百六十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五百五十六条第一項又は第七百七十六条第一項（第八十八条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に關する経過措置）

**第八条** 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年九月三十日において現に存する分場（整備省令第一条第二号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に關する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）第五十一条第一項又は旧知的障害者更生施設等指定基準第六条第一項若しくは第四十七条第一項に規定する分場をいい、それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）として設置する場合については、当分の間、第八十二条第二項（第四百四十五条、第五百五十五条、第六百六十六条第一項、第七百七十五条及び第八百八十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービスマン管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。